

大田支部だより

2014 春

No.48

URL <http://www.tokyosr-otashibu.com/>

事務局 〒143-0024 大田区中央3-15-1 社会保険労務士法人 神田事務所内

連絡先 メールアドレス: info@tokyosr-otashibu.com TEL: 5743-3151 FAX: 5743-3152

大田支部・臨海統括支部会議 & 懇親会

東京都社会保険労務士会統括支部細則が改正され、統括支部会議は統括支部会員の全員参加の会議となって、2年目です。昨年からの3支部同時開催により、さらに活気あられる会となっています。と同時に大田支部の良さも前半では実感頂けると思います。充実すると同時に探求心・遊び心を刺激する活動・予定をご案内致しますので、是非ご参加ください。

日時：平成26年4月25日(金) 15:00～

場所：

①大田支部

定期支部会議、政治連盟定期支部大会

大森東急イン オークルーム Tel03-3768-0109

大田区大森北1-6-16 JR大森駅中央改札口直結

②臨海統括支部

統括支部会議、政治連盟統括支部大会 フォレストルーム 16:30～

合同懇親会 // 18:15～

詳細・申込については、臨海統括支部から郵送される案内をご確認のうえ、お申込ください。

■登録しよう！メールアドレス

お願い

大田・臨海統括支部からのお知らせは、主に電子メールで配信しており、期限の迫った研修案内など電子メールでしかお知らせできないこともあります。現在の登録率は57%ですので、登録されていない方は①氏名 ②登録番号 ③メールアドレスをメール又は平山宛てに FAX (3756-4421) でご連絡ください。自宅のメールでも構いませんが、登録にはパソコン用のアドレスをお勧めします。案内文など添付ファイルを含むことがあり、携帯電話のメールでは受信できないことがあるからです。

新しい仲間

鈴木 賀央里（開業）

昨年の 9 月に大田支部に入会致しました鈴木賀央里と申します。数年前から父の会計事務所に勤務しており、会計事務所と併設する形でこの度開業いたしました。

私が、社会保険労務士を目指したのは、学生時代から法律の勉強が好きで、法律を扱う仕事に就きたいと思っていたことに加え、税理士である父、公認会計士・税理士である弟と一緒に仕事をするようになったことが大きなきっかけでした。

会計事務所です仕事をしていくうえで、お客様から社会保険や年金について聞かれることが多く、非常に密接な関係である税務・労務を総合的に顧問できたらもっと、お客様に喜んで頂けるのではないかと思います、必死に



勉強し、晴れて社会保険労務士になることができました。

まだ、開業して間もないですが、実際に社会保険労務士になって良かったと思うことは、お客様から直接成長する機会を与えて頂けること、業務や支部の勉強会を通じ、偉大な先輩方と出会い、多くを勉強させて頂けていることです。社会保険労務士の仕事は、人と関わり、人を大切することを強く求められる仕事であると思います。そういった仕事に誇りを持ち、多くの方の役に立つ社会保険労務士になれるよう日々精進して参ります。今後とも何卒、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

2月1日に入会致しました鈴木光子と申します。生まれも育ちも大田区なので地元で開業でき、とてもうれしく安心な日々です。



鈴木 光子（開業）

前職は社会保険労務士事務所に 6 年間勤務しておりました。その前は旅行会社で団体旅行の営業および添乗員、航空会社の顧客サービス部門で朝から晩までお客様のために走り回る日々でしたが、ずっと人事関連の仕事につきたいという憧れがあり、まずは資格をとって社労士事務所に入職と同時に受験勉強を開始しました。長きにわたる受験生時代を経て合格。昨年 1 月に勤務登録をした時は「もう思い残す事はない。」と満足してお

りましたが、ある開業塾に参加したことで開業社労士として新たな第一歩を歩むことを決意致しました。

ひとりになってみると、今まで自分が置かれていた環境は大変恵まれていたと改めて感謝の気持ちでいっぱいです。職員時代と同様、地道にこつこつと、当たり前のことを当たり前でできる事務所を目指しつつ、労使トラブルで経営者の方々が疲弊する事を事前に防ぎ、本業に専念できる職場作りのお手伝いをしたいと思います。

大田支部の先生方には、いつも温かなお心遣いを頂き本当にありがとうございます。今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

平尾 啓泰（開業）

昨年10月に登録させて頂きました平尾啓泰（ヒラオ ヒロヤス）と申します。私は西糺谷に住み始めて丁度20年になります。出身は、旭山動物園で有名な旭川市です。住まいの補修を自分の手でやるのが好きです。3年前にDIYアドバイザーとなりホームセンターでのパート勤めと自宅の補修を楽しんでいます。

JTで技術系の部門管理者を務めた後、グループ会社の役員を経験し4年前に会社を退職しました。就業規則、休暇、給与制度、社会保険等について社員から訊かれることも多く、社労士の仕事を知ることとなります。そして社労士の試験に挑戦し一生の仕事に出来たらという気持ちになったのです。ノ



2年前に2度目の試験で合格し、団塊の世代の一人として、加齢により生活が不自由になる仲間のお役に立ちたいと考えています。

知識・経験を積み上げ障害年金や成年後見人等の仕事の専門家を目指しています。『最初はみんな初心者だから いまは自分の出来ることを精一杯！』こんな言葉が好きで、自分に言い聞かせています。今後、大田支部のお手伝いもできたらいいなと感じており、諸先生の皆様よろしくをお願いします。

今年1月に入会しました堀と申します。現在、キャノン企業年金基金に勤務しています。

入社以来人事関係の仕事を担当し30年になります。13年前から現在の年金基金の仕事をしています。

社労士の勉強を始めたのは、平成6年に社会保険の担当になった頃で、当時「地下鉄サリン事件」で通災の手続きをしたりしていた頃でした。当時は、社会保険の基礎知識を身につけようと思って始めましたが、その奥深さとあまりの難しさに挫折し、資格取得は中断してしまいました。

その12年後の平成18年「消えた年金問題」で社会保険庁が話題になり、社会保険労務士の勉強を本格的に始めました。一からのスタートとなり、3年かかって平成22年ノ



堀 良道（勤務）

に合格できました。

これまで実務経験があったことは有利であるかと思っていましたが、実際の試験では少し違っていたように感じています。苦勞して合格できたことはとても嬉しく、また、勉強の習慣が付いたことは一番良かったと思っています。それが、その後の資格取得（年金アドバイザー、DCプランナー、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任）につながりました。

今回、大田支部でお世話になりますが、仕事の都合でなかなか支部の活動に参加することができずにおります。今後、時間が許す限り研修会や勉強会に参加し、自己研磨に努めるとともに、大田支部の一員として貢献できればと思っています。

ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ゆうゆう社労士

平嶋 将次 (開業)

希望と不安を胸に開業し、早いもので今年で7年目を迎えました。今でも「この仕事、自分に向いてるかな？」と自問自答する毎日。もっとも、向き不向きに関わらず、仕事をこなすだけで精一杯なのが正直なところで、全く“ゆうゆう”していない…。要するに心にゆとりというか、遊びがないんだということに数年前から気づき始めていました。

ところで私は開業当初からレンタルオフィスを利用して、そこで様々な業種の人達と知り合いました。皆仕事は違えど、夢や野望の実現に向かってひたむきに頑張っている姿は共通しており、私も少なからず刺激を受け続けています。そんな日々多忙な彼らに共通しているのは、適度に息抜きをしているということ。何らかの趣味を持ち、ストレスを持ち越さないようオンオフの切替を上手にやっているのを知り、「あー俺も彼らを見習わなければ」と反省。うーん、反省だけなら猿でもできますけど……。

そのレンタルオフィス仲間数人と、一昨年の年末にタイのチェンマイに行く機会を得ました。ストレスが溜まったなあと思うと一人で命の洗濯をするぐらい旅が好きなのに加え、以前からタイ一人旅行を計画していたこともあり、“ゆうゆう”するチャンスとばかり、この旅行には喜んで参加しました。4泊5日の気ままな旅です。

チェンマイと言えばドイステープという黄金に輝く寺院が有名とのこと。良いことしか書いてない優しいおみくじを引き、仏塔と仏像への参拝で神聖な気持ちになった後はやはりタイ式マッサージです。2時間コースはオイル1時間付で300バーツ。日本円でなんと900円！とにかく安い、そしてイタ気持ちいい。コスパ的*には言うことなし。連日全員で同じ店に



行ったのはいうまでもありません。食事はもちろん毎日タイ料理です。タイスキや鳥料理、特にタイカレーと辛目のトムヤムクンは絶品です。辛い物好きの私には十分口に合いました。それからなぜか温泉玉子も！箱根にしかないものとばかり思ってたので、まさか異国の地で味わえるとは?!逆に残念だったのはお酒の種類が少なかったこと。毎日飲んだのはシンハービール。お酒好きとしては若干物足りなかったのですが、タイでは日中店でお酒を販売しないのだとか。飲みかけの缶ビールを持って寺院に入ろうとしたら係の人にアルコールはダメよと怒られました。さすが敬虔な仏教国だなあと、変なタイミングで感心……。

最終日赴いたチェンライという街では白い教会へ。一瞬で目を奪われる建造物。真っ白に輝くその姿はとにかく美しいの一言に尽きます。その他ソウ乗りやバザール、ミャンマー・ラオスに入国したりと、この旅で失っていた心の遊びを取り戻すことができました。

そして最近新しい心の遊びを見つけました。支部の仲間と行く“お風呂”です。露天風呂を始め、湯煙ただよう情緒とバラエティ豊かなお風呂にゆったり浸かり、気が置けない仲間達と腹を割って話しをする、案外贅沢な時間です。“大田湯けむり同好会”で、私はさらなる心の遊びを探し続けています。

親睦会は会員の親睦を図り、そのための厚生事業を実施しています。年会費をお支払い頂いていない会員は、お振込みください。昨年8月6日以後2月24日までにご納入いただいた会員は以下の通りです。ありがとうございました。(50音順)

大田支部親睦会より

三井住友銀行 蒲田支店
普通預金 3756545
東京都社会保険労務士会 大田支部親睦会

岡 恒雄	佐藤 泉	鈴木 光子	平尾 啓泰	松山 陽子
岡本 真治	嶋田 恒久	戸高 直子	樋口 陽子	山下 律子
奥島 啓晶	清水 肇	香西 陽子	廣澤 壽	山中 信
櫛田 広子	守隋 啓之	橋谷 創	深澤 英美	横山 成明
西條 登志郎	鈴木 賀央里	原田 恵一	堀 良道	渡部 房雄

親睦会の主な事業と会費について、細則を抜粋します。

(会員)

第2条 支部所属会員は、すべて支部親睦会員とする。

(親睦会事業の適用範囲)

第8条 支部親睦会の事業は、支部会員に適用する。但し、親睦会会費の納入の無い会員に対しては、納入の無い年度中は金品は贈らない。その他親睦会の事業に参加する場合、親睦会費の納入の無い会員からは、親睦会幹事会で定める費用を別途徴収することができる。

(会員の慶祝金)

第9条 会員の慶祝に関しては、次の通り祝い金を贈る。

1. 結婚祝い金 会員が結婚したときは、祝金として、金1万円を贈る。
2. 荣誉祝い金 会員が、国家的、社会的荣誉を受けられたときは、お祝品として、金3万円相当の記念品を贈る。
3. その他、慶祝金を贈ることが適当と認められたときは、親睦会幹事会の決定によりお祝い金を贈る。

(弔慰金)

第10条 会員またはその家族が死亡したときは、次の香典を贈る。

1. 会員の場合 2万円
2. 会員の配偶者 2万円
3. 会員の子 1万円(実子、養子、同居、別居を問わない)
4. 会員の父母 1万円(実父母、養父母、同居、別居を問わない)

(傷病見舞金)

第11条 会員が負傷または疾病により、一ヶ月以上休務するときは、見舞金として金1万円を贈る。但し、同一傷病の場合1回限りとする。

(その他の見舞金)

第12条 会員が風水害、火災等の重大な災害にあったときは、支部親睦会幹事会の決定により見舞金を贈る。

(慶弔・見舞金等の請求)

第13条 第9条から第12条による慶弔見舞金等は、本人または三親等以内の遺族の申請により贈与する。申請者は、申請に係る事実のあったときから一年以内に親睦会長に申し出るものとする。

(親睦旅行)

第14条 支部会員の親睦を図るため、原則として年1回親睦旅行を実施する。

この場合一部費用を、予算の範囲内で、支部親睦会で補助することができる。

その他「業務研究会」「親睦会同好会化活動」がある場合に補助することができる。

(会計業務年度)

第19条 支部親睦会の会計業務年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

支部親睦会費は、年額金 3,000円とする。

お知らせ

■ ボウリング大会の結果

東京会の選考を兼ねた大田支部大会が2月7日に催されました。当日は会員の小学生のお嬢様から大ベテランの先輩まで老若男女の皆様にご参加いただき、懇親会を含めて大変盛り上がりました。

2月19日の本大会には厳しい予選を勝抜いた選抜の8名が打倒港支部（8年連続優勝チーム）を合言葉に、戦いに臨みました。優勝こそ逃しましたが、見事な戦いぶりに開催中のオリンピックと同じ感動を頂きました。大田支部からは長沼会員（昨年唯一の受賞者）が飛び賞に入りました。ちなみに臨海統括支部は「準優勝」です。来年も親睦・交流を深めていきたいと思しますので、皆様気軽にご参加ください。

■ 臨時労働保険指導員 募集中

平成26年度の大田労働基準監督署の年度更新申告受理は6/30(月)~7/10(木)で予定されています。説明会会場・芝信用金庫・出頭要請日の対応はなくなりました。若干欠員がありますので、ご担当頂ける方は長沼会員までご連絡ください。



平成 25 年度
キャリア教育研究会
の歩み

平成 25 年 4 月から臨海統括支部開業部会で活動しています。大田に加え、品川・港支部の会員に平成 24 年から参加を呼びかけ、港支部の会員が大田区立小学校で講師を務める等、連携を深めています。

会員が増えたことで、視点が豊かになり機動力がアップしました。また臨海統括支部・政治連盟・会員外の方のお力もいただき、今までの活動が実を結び始めました。日頃から活動にご理解をいただいている大田支部会員の皆様のおかげと、深謝申し上げます。

平成 25 年度の活動を紹介します。

(1) 授業を高校 1 校、中学校 1 校、小学校 3 校で実施

平成 24 年度に実施した全ての学校から今年度も授業の依頼をいただきました。前年度に気づいたことをスライド・せりふ・段取りを見直すことで反映させ、今年度の担当教諭の意見を頂戴します。「継続は力なり」ですが、「言うは易く行うは難し」。本業にいそしんでいると、調整するのが厳しく感じる時もあります。でも営業担当者・講師・サポーターと役割を分担し、チームワークで乗り切ることができました。

(2) リーフレットの作成

会員外の方から「月例会に参加できないけれど、できることをやるよ」と声をかけ

られるようになりました。多くの方に負担なく協力いただけるよう、また広く活動を知って頂くために、リーフレットを作成しました。表紙の右上には「大田区教育委員会 推薦」という文字も入っています。

(3) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会（以下「協議会」という）」に団体登録

東京都教育委員会は協議会を平成 17 年 8 月に設立し、子供たちの教育活動に企業・大学・NPO 等の専門的な教育力を効果的に導入するためのネットワークづくりを目指しています。

キャリア研も平成 25 年 5 月に団体登録し、同年 12 月に都庁で開催された「教育支援コーディネーター・フォーラム」に参加しました。平成 26 年 1 月 25 日実施された授業の様子も掲載されています。

<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/sesaku/net/netdan0059.pdf>

(4) 45 周年記念式典の発表

平成 26 年 1 月 16 日に開催された式典第 1 部の「学校教育の取組みについて」で都立高校と小学校について発表する機会をいただきました。

平成 26 年度も更なる高みを目指して活動していきたいと思えます。勤務等会員も大歓迎！、興味ある方はご連絡ください。

キャリア教育研究会 月例会

4 月 17 日(木)

リーブラ

(港区立男女平等参画センター) 学習室 C

連絡先：渡邊尚子会員

cil95400nao@ymail.plala.or.jp

社会保険労務士と政治連盟の役割について考える

東京都社会保険労務士政治連盟

臨海統括支部 大田支部

幹事長 富士野 淳

大田支部会員の皆さまには、いつも東京都社会保険労務士政治連盟臨海統括支部大田支部(以下、大田政連とします。)の活動に対して、ご理解とご協力を頂いておりますことに感謝しております。本当にありがとうございます。

今回は、私見ではありますが、社会保険労務士と政治連盟の活動について、一度整理をしてみたいと思います。

「全国社会保険労務士政治連盟」というHPがありますが、大田政連会員の皆さんはご存知でしょうか。

<http://www.zenkokusrseiren.jp/index.html>

このHPに、「政連Q&A」が掲載されておりまして、政連の活動について考えていく上での参考となると思います。

Q2：なぜ、社会保険労務士が政治活動を行う必要があるのですか。

A2：社会保険労務士法は、議員立法（内閣でなく国会議員自らが法律案を作成し国会へ提案すること）により成立した法律です。議員立法により成立した法律は、その改正も議員立法により行われることが通例になっています。内閣提案の法律（閣法）の場合は、主務官庁が改正法案等の準備を行います。議員立法の場合は、団体自らが改正内容を各政党

や国会議員に繰り返し要請し、国会に提出していただける国会議員を決め、議員立法として改正法案が国会に提出されるよう理解と協力を得なければなりません。～中略～

政治連盟の政治活動は社会保険労務士にとって、社会保険労務士制度の改善、社会保険労務士の円滑な業務の遂行、社会保険労務士の社会的、経済的地位の向上のために欠かせないものであり、そのための支援体制の構築といえます。

ここで、「だからなんだ」とは言わないでください。私たち社労士は、国家試験の科目でもありました社会保険労務士法の規程の中で、社労士としての権利と義務を負って仕事をしています。

では、社会保険労務士法、つまり法律は誰がどこで作り、改正を行うのかと言えば、それは国会です。憲法第41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定めています。

だったら、政連ではなく東京会や連合会が直接政治活動を進めればとなりますが、ここで、南九州税理士会事件(最判第三平8.3.19)の判旨を踏まえた対応が必要です。

この事件については、解説の代わりに判決文の一部を引用します。

「…税理士会が…強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことから、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との

関係で、次のような考慮が必要である。…しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。

特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。…そうすると、前記のような公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない…」

出典：

http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319122955714066.pdf

この判決文の「税理士会」を「社労士会」に置き換えて読むと、政連という組織の意義と政連が、労組法的に言えばユニオンショップではなくオープンショップで活動を進めている理由が、アバウトながらもご理解頂けると思います。

今、書店では、「資格を取ると貧乏になります(新潮新書 佐藤留美著)」という本が売られているそうです。先日、購入して読みましたが、社労士については、

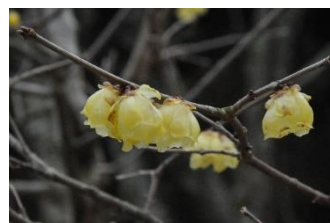
『「食えない資格」の代表格、社会保険労務士の世界では…(7頁)』と始まって、『10年度の社労士の平均年収は760万円…(厚生労働省「賃金構造基本統計調査)」、…独立して“平均”ほどの稼ぎがある人は、ほとんど見たことがありません…。(136~137頁)』とボロクソです。これが世間の見方であるのかもしれない。でも、言われっぱなしは癪ですので、筆者に「(ちょっと古いけど)倍返し」したいですね。

社労士法への関与としては、衆議院議員では平将明先生(自民党 東京都 4 区)、石原宏高先生(自民党 東京都 3 区)、松原仁先生(民主党 東京 3 区 比例)の先生方、大田区で社労士としての立ち位置と暮らしを確保するため、松原忠義区長、大田区選出の都議会議員、大田区議会議員の各先生方との連携が必要となってきます。

そのためには、相手から顔と名前がわかってもらえる大田政連としての活動を“自由で任意の”団体として、皆さまの理解と協力という団結の下で展開したいと思います。

そして、政連とは、政治家と握手をした記念写真を撮るための組織ではなく、社労士が試験に合格してゼロからスタートしても、ちゃんと食える資格であり仕事となっていくよう知恵を絞って行動していく組織なのだと、私は考えています。

以上



平成 25 年度 冬季行事報告

ご参加いただき、ありがとうございました。

日程	内容	参加者数
1月16日(木)	東京会 社会保険労務士法制定45周年記念式典・新春賀詞交歓会	16人
1月22日(水)	臨海統括支部 新春賀詞交歓会・講演会	20人
1月28日(火)	大田支部 新春放談会	28人
2月 7日(金)	大田支部 ボウリング大会	23人
2月 7日(金)	// 懇親会 (ボウリング大会後)	25人
2月10日(月)	大田支部 研修会 (全体で65人参加)	支部会員 44人
2月18日(火)	臨海統括支部 必須研修会 (全体で300人参加)	支部会員 75人
2月19日(水)	東京会 ボウリング大会	9人

■活用しよう！ 支部ホームページ

大田支部ホームページの会員紹介欄へ掲載ご希望の方はメール又は平山宛てにFAX(3756-4421)でお問い合わせください。掲載は無料です。



<大田支部 新春放談会 平成 26 年 1 月 28 日>

これからの予定

5月19日(月)	大田支部 研修会 18:30~20:30 「雇用関係助成金 2014 最新情報と手続きのポイント」
5月24日(土)	臨海統括支部 野外BBQ大会 (品川区民公園)
5月30日(金)	大田支部 ゴルフコンペ (千葉県 大多喜城ゴルフ倶楽部)
6月 4日(水)	大田支部 勤務等部会講演会 メンタルヘルス対策セミナー
7月29日(火)	大田支部 TOKYO シティ競馬トゥインクルレース観戦
8月27日(水)	大田支部 東京バイディナークルーズ乗船

大田支部だよりについては巻頭の連絡先にメール・電話・ファクシミリにてご連絡ください。